



該当する建物には消防職員が訪問し、概要を説明しておりますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

平成31年10月1日から 小規模な飲食店にも

消火器具の設置 が義務化されます



糸魚川市大規模火災に伴い消火器具の設置が義務化されます。

糸魚川市大規模火災は、平成28年12月22日10時20分頃に中華料理店から出火し、翌23日16時30分頃に至るまでの約30時間続いた火災で、147棟、約30,213㎡が焼損しました。

原因はこんろの消し忘れによるもので、このような火災発生に対応するため150㎡未満の小規模な飲食店にも消火器具の設置が義務化されることになりました。



火気を使用する飲食店には面積に関係なく消火器具が必要です。

延べ面積150㎡未満の小規模な飲食店等には消火器具を設置する義務はありませんでしたが(一部の地域を除く)、平成31年10月1日から、面積に関係なく、火気を使用する小規模な飲食店等にも消火器具の設置が義務化されます。※ ただし、安全装置の設置等一定の条件を満たしたものは除きます。

平成31年10月1日から



150㎡未満にも!



消火器の設置の注意点

1. 消火器の設置は、業務用のものを設置して下さい。

業務用→○ 一般家庭用→×



2. 通行又は避難に支障がなく、必要時にすぐに持ち出せる場所で、火気を使用する部分から20m以内の場所に設置して下さい。



20m以内



設置後は点検と報告が必要です。

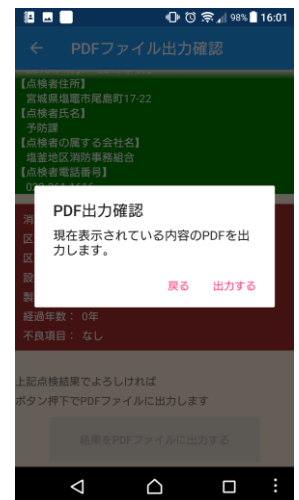
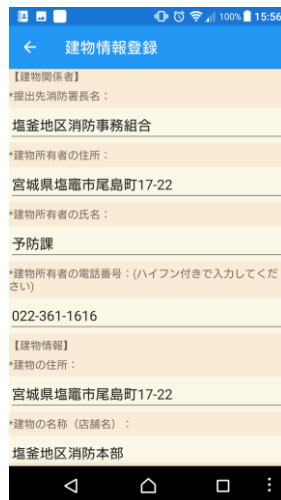
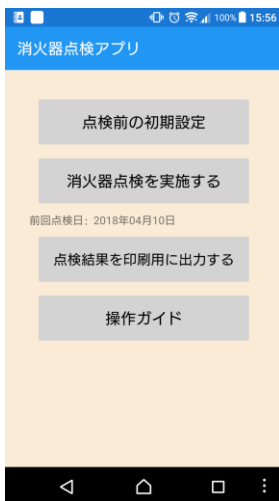
1. 6か月に1回以上点検が必要で、そのうち年1回消防署に報告してください。

点検と報告は資格など必要なく、誰でも可能です。

2. 点検と報告のための消火器点検・報告用アプリがあります。

消防庁から消火器の点検や点検結果報告書作成支援のため、「**消火器点検アプリ**」の提供が開始されています。

このアプリを使えば、簡単に点検ができて、報告用の書類も作成できます。



消火器点検アプリは

Google Play ・ App Store からダウンロードできます。

【問い合わせ先】

消防本部予防課 022-361-1616
塩釜消防署 022-361-1709
多賀城消防署 022-366-0177
松島消防署 022-354-4226
七ヶ浜消防署 022-357-4349
利府消防署 022-356-2251

塩釜地区消防事務組合ホームページ <http://sioshou.jp/>

お問い合わせは
お近くの消防署まで



塩防くん(しおぼうくん)